



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 24 (2012年12月20日発行)

みなさま、こんにちは。

今回のタイ国法律改定情報 Vol. 24 は

「歳入法における資産の減耗費及び減価償却費の控除に関する条項に基づき
公布された 2012 年勅令(第 552 号)」 をお送りいたします。

政府の、中小企業生産効率向上支援策の一環として公布された勅令です。

歳入法における

資産の減耗費及び減価償却費の控除に関する条項に基づき公布された

2012 年勅令(第 552 号)

(พระราชกฤษฎีกาออกตามความในประมวลรัษฎากรว่าด้วยการหักค่าสึกหรอและค่าเสื่อมราคาของทรัพย์สิน

ปลาร้า-ชาครุฑ-สะดี-คาร์-ออก-ท่า-ม-คว-ม-น-ไ-ป-ราม-วัน-รา-สะ-ดา-ร์-ค-อ-น
ว-ด-อ-ไ-ค-น-ฮ-ัค-ค-า-ส-ค-ร-อ-เล-ค-า-ส-ว-ม-ร-า-ค-อ-น-ส-ั-บ-บ-ช-น)

プーミポン・アドウンヤデート国王陛下が、

2012 年(現王朝 67 年)11 月 7 日に制定された。

プーミポン・アドウンヤデート国王陛下は、資産の減耗費及び減価償却費控除の原則、
条件及び率を案件に応じて追加修正する必要性から、以下を公布された。(一部省略)

第1条 本勅令は、「歳入法における資産の減耗費及び減価償却費の控除に関する条項に基づき公布された 2012 年勅令(第 552 号)」と称する。

第2条 本勅令は、官報において告示された日の翌日より効力を有する。

第3条 以下の内容を、「歳入法における資産の減耗費及び減価償却費の控除に関する条項に基づき公布された 1984 年勅令(第 145 号)」の第 4 条 12 として追加する。

“第 4 条 12 決算日における払込資本が 5 百万バーツ以下で、商品販売又はサービス提供による収入合計が年間 3 百万バーツ以下である会社又は法人パートナーシップは、商品製造又は商品製造請負サービス提供において使用する機械である資産の減耗費及び減価償却費の控除を以下の通り受ける権利を有する。

(1) 第 4 条に規定された条件に基づく資本額の 100%。

(2) 第 4 条に規定された条件及び率に基づき控除する。

第 1 項に基づく資産は、以下の原則及び条件に適合したものであること。

(1) 2012 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日の間に購入した資産であり、新品であること。

(2) 2012 年 12 月 31 日までに目的に基づき使用できる状態にあること。

(3) エネルギー保存活動の推進を目的とした、公的機関からの直接的又は間接的な恩典を受けている又は申請中の資産でないこと。

(4) 投資奨励法に基づき、法人所得税の一部又は全額の免除を受けた活動において使用する資産でないこと。

(5) 第 4 条 11 に基づき減耗費及び減価償却費の控除権を行使している資産でないこと。

(6) 「歳入法における歳入に関する条項に基づき公布された 1996 年勅令(第 297 号)」に従い、政府機関又は民間機関に対する研究又は技術開発費としての支出により生ずる資産ではないこと。

(7) 歳入法第 65 条 3(5)に基づく支出により生ずる資産ではないこと。また、「歳入法における税の免除に関する条項に基づき公布された 2011 年勅令(第 532 号)」第 3 条に基づき、免税を受けていないこと。

第4条 財務大臣を、本勅令に基づく責任者代理とする。

国王勅命拝受者

首相

インラック・シナワット

備考：本勅令は、事業者が商品生産効率の高い機械を調達することを支援することで、中小企業の生産活動効率の推進を図る政府の方針により公布された。タイ国の経済競争力強化も目的としている。したがって、規定の原則及び条件に基づく払込資本、商品販売又はサービス提供からの収入を有する会社又は法人パートナーシップを対象に、2012年1月1日から2012年12月31日の間に取得した機械である資産で商品生産において使用するものは、減耗費及び減価償却費を控除できるよう規定する必要があった。(2012年11月14日発行官報第129号106Kor部への掲載により公布)

翻訳者：高野 香(TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は 1月17日(木) です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいピック、知りたい情報などございましたら下記までご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

通訳サービスは半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

翻訳サービスはEmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もり

いたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ